

防府市職員自主研究活動援助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市行政の推進に関する事項について自主的に研究を行う職員のグループ結成を奨励し、その活動を援助することにより、職員の自己啓発意欲と市行政への参画意識を高め併せて職員相互の協力関係の増進を図ることを目的とする。

(援助の対象)

第2条 市行政に関する次のことがらについて調査研究するために、自主的に結成された職員のグループ（以下「自主研究グループ」という。）に対し、予算の範囲内で援助金を交付する。

- (1) 市の行政運営の効率化に関する研究
- (2) 市が実施すべき新たな施策の研究
- (3) 職務についての知識及び技能の修得又は向上に関する研究
- (4) 事務事業についての専門的研究
- (5) 職員の市行政についての理解を深めることに役立つ研究
- (6) その他市行政の推進について参考になる研究

(構成員)

第3条 自主研究グループの構成員は市職員とし、2以上の課又は係に属するおおむね10名以上の職員で構成し、希望者は自由に参加できるものとする。

(援助金の使途)

第4条 援助金は、調査研究に必要な次に掲げる経費にあてるものとする。

- (1) 図書、資料等の購入費
- (2) 会場借上料
- (3) 指導助言者に対する謝礼
- (4) その他研究に必要な経費

(計画書の提出)

第5条 第2条の規定に基づき、援助を受けようとする自主研究グループの代表者は、各主管課長を経由し、別に指定する期日までに自主研究グループ活動計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(援助通知)

第6条 市長は、前条の計画書の提出があった場合においては、その内容を審査のうえ、

援助の可否を決定し、その結果を速やかに各主管課長を経由して、自主研究グループの代表者に通知するものとする。

(研究成果の報告)

第7条 援助金の交付を受けた自主研究グループの代表者は、当該年度の末日までに自主研究グループ活動実績報告書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(成果の公表と活用)

第8条 市長は、前条の実績報告書により、自主研究グループの研究成果を職員に公表し、その成果を市行政に反映さすとともに、職務の能力向上に役立てるものとする。

(課長等の協力)

第9条 自主研究活動に対し、各所属長は会場の提供、複写機の使用、資料の提供等の便宜を図るように努めなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から実施する。